

第9号議案

中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例

中間市市立保育所設置条例（昭和47年中間市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき小学校就学前の児童（以下「児童」という。）であつて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の認定を受けるものの保育を実施すること等により、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第39条第1項の保育所を設置する。

第2条中「次の」を「、次の」に改める。

第3条中「、その他の」を「その他の」に改める。

第7条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「保護者」を「市長は、保護者」に改め、「市長において」を削り、同条を第9条とする。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、児童が保育所に入所し、支援法第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る保育の提供を受ける場合は同条第3項第2号、支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費の支給に係る保育の提供を受ける場合は同条第2項第1号又は第2号に規定する政令で定める額を限度として当該児童の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額として規則で定める額を、保育料として徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第5条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（時間外保育事業）

第7条 保育所に入所する児童の保護者は、その保護者の就労の形態、通勤の時間その他のやむを得ない事由があると市長が認める場合は、当該児童について時間外保育事業（支援法第59条第2号に規定する時間外保育事業をいう。次項において同じ。）を利用することができる。

2 市長は、時間外保育事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項において「時間外保育料」という。）として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

3 時間外保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（一時預かり事業）

第8条 保護者は、就労、疾病その他の社会的な事由により家庭において一時的に保育が困難となる場合又は育児に係る負担軽減を図る必要があると認められる場合は、当該保護者の児童について、一時預かり事業（支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。次項において同じ。）を利用することができる。

2 市長は、一時預かり事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項に

において「一時預かり保育料」という。)として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

3 一時預かり保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第4条中「保育所に収容」を「市長は、保育所に入所」に改め、「中間市市立保育所設置条例(以下「条例」という。)」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(保育の利用の手續等)

第4条 保育所における保育の利用手續、保育の利用の調整その他保育の実施に関し必要な事項は、中間市保育の必要性の認定に関する規則(平成26年中間市規則第30号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市市立保育所設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき小学校就学前の児童（以下「児童」という。）であつて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第1項の認定を受けるものの保育を実施すること等により、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第39条第1項の保育所を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、<u>次のとおりとする。</u></p> <div data-bbox="188 874 920 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に園長<u>その他の職員</u>を置く。</p> <p><u>(保育の利用の手續等)</u></p> <p>第4条 <u>保育所における保育の利用手續、保育の利用の調整その他保育の実施に関し必要な事項は、中間市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年中間市規則第30号）の定めるところによる。</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する児童を保育するため本市に保育所を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は<u>次の</u>とおりとする。</p> <div data-bbox="1131 874 1863 919" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に園長、<u>その他の職員</u>を置く。</p>

(その他の児童)

第5条 市長は、保育所に入所余力があるときは、本市に在住する第1条に規定する以外の児童を入所させ、これを保育することができる。

(保育料)

第6条 市長は、児童が保育所に入所し、支援法第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る保育の提供を受ける場合は同条第3項第2号、支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費の支給に係る保育の提供を受ける場合は同条第2項第1号又は第2号に規定する政令で定める額を限度として当該児童の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額として規則で定める額を、保育料として徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外保育事業)

第7条 保育所に入所する児童の保護者は、その保護者の就労の形態、通勤の時間その他のやむを得ない事由があると市長が認める場合は、当該児童について時間外保育事業（支援法第59条第2号に規定する時間外保育事業をいう。次項において同じ。）を利用するこ

(その他の児童)

第4条 保育所に収容余力があるときは、本市に在住する中間市市立保育所設置条例（以下「条例」という。）第1条に規定する以外の児童を入所させ、これを保育することができる。

(保育料)

第5条 前条の規定により入所した児童の保護者は、市長が定める保育料を納めなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 既納の保育料は還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

とができる。

2 市長は、時間外保育事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項において「時間外保育料」という。）として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

3 時間外保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

（一時預かり事業）

第8条 保護者は、就労、疾病その他の社会的な事由により家庭において一時的に保育が困難となる場合又は育児に係る負担軽減を図る必要があると認められる場合は、当該保護者の児童について、一時預かり事業（支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業をいう。次項において同じ。）を利用することができる。

2 市長は、一時預かり事業を利用する児童の保護者から、当該利用に係る保育料（次項において「一時預かり保育料」という。）として、当該利用に係る児童1人につき、規則で定める額を徴収するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、これを減免することができる。

3 一時預かり保育料の減免、徴収の猶予その他徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(出席の停止及び退所)

第9条 市長は、保護者が保育料を滞納したとき、又は保育児童が保育上若しくは管理運営上不適当と認めるときは、一時その出席を停止し又は退所させることができる。

(委任)

第10条 (略)

(出席の停止及び退所)

第6条 保護者が保育料を滞納したとき、又は市長において保育児童が保育上若しくは管理運営上不適当と認めるときは、一時その出席を停止し又は退所させることができる。

(条例施行に関し必要な事項)

第7条 (略)